

税制改正に伴う相続・贈与関連の各種措置

2021/04 掲載

2021 年度税制改正にて、節税的な利用を防止する観点から、教育資金および結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直しされる。また、高度外国人材等の日本での就労を促進する観点から、外国人に係る相続税等の納税義務の見直しが実施される。概要は以下のとおり。

1. 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

教育資金および結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、次の見直しを行った上で、適用期限を令和 5(2023)年 3 月 31 日まで、2 年延長される。

- ①教育資金の一括贈与について、贈与から経過した年数にかかわらず、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算する。
- ②教育資金および結婚・子育て資金の一括贈与について、受贈者が贈与者の孫等である場合に、贈与者死亡時の残高に係る相続税額に2割加算を適用する。

2. 外国人に係る相続税等の納税義務の見直し

就労等のために日本に居住する外国人が死亡した際、その居住期間にかかわらず、外国に居住する家族等が相続により取得する国外財産を相続税の課税対象としないこととなる(贈与税についても同様)。

その他詳細については、財務省のホームページを参照ください。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei21.html

以上